

浜松市・区選挙管理委員会から「選挙」のお知らせ 【保存版】

**投票日** 10月24日(日) 投票時間は、午前7時から午後8時まで  
(ただし、天竜区は午前7時から午後6時まで)

# 参議院静岡県選出議員補欠選挙

## 新型コロナウイルス感染症対策について

有権者の皆様に安心して投票していただけるよう、投票所での感染予防の対策に取り組んでおります。ご理解とご協力をお願いいたします。

### ●選挙管理委員会が行う主な対策

- ・投票所の換気を行います。
- ・来場者用アルコール消毒液を設置します。
- ・投票所内は、適宜消毒を行います。
- ・通常よりも投票記載台の間隔を空けて設置します。
- ・飛沫(ひまつ)感染予防のため、受付等に透明シートを設置します。
- ・投票管理者、投票立会人、投票所事務従事者はマスクを着用します。
- ・「混雑ランプ」を活用し、期日前投票所の混雑状況を浜松市公式ホームページ上でご案内します。

### ●有権者の皆様へのお願い

- ・マスク着用及び咳エチケットにご協力ください。
- ・アルコール手指消毒及び来場前後の手洗いに協力ください。
- ・周りの方との距離を確保してください。
- ・持参した鉛筆を使用することができます。(投票所にもアルコール消毒済みの備付鉛筆があります。)
- ・混雑する時間帯を避けた来場にご協力ください。

感染症対策のため  
混雑緩和にご協力ください。

下記二次元コードを読み込んで期日前投票の混雑状況を確認できます。



混雑ランプ

またはインターネットで  
浜松市 混雑ランプ と検索

## 選挙公報は新聞折込みで

【折込みする新聞】(次の7紙・50音順) **お届けします**  
朝日・産経・静岡・中日・日本経済・毎日・読売

【折込み予定日】 **10月14日(木)の朝刊**

7紙の新聞を購読されていない世帯には、郵送でお届けします。

ご住所・世帯主名・電話番号を、電話、郵便、FAX、Eメール等にてお住まいの区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。  
なお、選挙公報は新聞折込みのほかに、協働センター・市立図書館などにも10月16日(土)以降ご用意しています。  
選挙公報は、県選挙管理委員会ホームページへ掲載される予定です。

## 「誰のため? その一票は 君のため」

令和2年度明るい選挙啓発標語特選作品

## 選挙の情報は「インターネット」で!

浜松市選挙管理委員会では、参議院静岡県選出議員補欠選挙についての情報を浜松市公式ホームページに掲載しています。

投票日当日には投票・開票の状況もお知らせします。

ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/senkan/20211024/index.html>)は次の方法でご覧いただけます。

①インターネットで **浜松市 参議院議員補欠選挙** と検索する。

②右の二次元コードを読み込む。



ホームページ

【選挙についてのお問い合わせは、お住まいの区選挙管理委員会へ】  
※市外局番はすべて「053」です。

**中区選挙管理委員会**  
電話 457-2525 FAX 457-2776  
〒430-8652 中区元城町 103-2

**東区選挙管理委員会**  
電話 424-0204 FAX 424-0131  
〒435-8686 東区流通元町 20-3

**西区選挙管理委員会**  
電話 597-1139 FAX 592-9570  
〒431-0193 西区雄踏一丁目 31-1

**南区選挙管理委員会**  
電話 425-1613 FAX 425-1695  
〒430-0897 南区江之島町 600-1

**北区選挙管理委員会**  
電話 523-3136 FAX 523-1907  
〒431-1395 北区細江町気負 305

**浜北区選挙管理委員会**  
電話 585-1141 FAX 587-3127  
〒434-8550 浜北区貴布祢 3000

**天竜区選挙管理委員会**  
電話 922-0011 FAX 922-0049  
〒431-3392 天竜区二俣町二俣 481

**浜松市選挙管理委員会**  
電話 457-2521 FAX 457-2236  
〒430-8652 中区元城町 103-2

## 投票ができる人は

次の①～③の条件をすべて満たし、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

- ① 日本国民
- ② 平成15年10月25日以前に生まれた人
- ③ 令和3年7月6日以前から浜松市の住民基本台帳に記録(住民票が作成された日から引き続き3か月以上)がある人



※さらに、最近住所変更をした人は、次のことに注意してください。

## 住所が変わるとどうなるの？

- 市内転居した人は？
  - ① 10月1日までに届出……転居後の投票所で投票できます。
  - ② 10月2日以降に届出……転居前の投票所で投票できます。
- 市外から転入した人は？
  - ① 7月6日までに届出……投票できます。
  - ② 7月7日以降に届出……浜松市では投票できません。前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 市外へ転出した人は？
 

浜松市の選挙人名簿に登録されている人で、新住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されるまでの間は、浜松市で投票できます。(転出日から4か月を経過すると投票できません。)

## 投票用紙の色

投票所では、受付した後、投票用紙を受け取り、投票してください。

投票用紙の色	記載方法等
クリーム色	候補者の氏名を記載

## 投票所入場整理券

投票所入場整理券は、投票日の前日までに郵便でお届けします。

1枚に4人分までの名前が連記されているハガキとなります。ご自分の名前が記載されている券を切りはなして、投票所へお持ちください。

「投票区」欄…あなたの投票区の番号です。  
「投票所」欄…あなたが投票日に投票することができる投票所の名称です。

投票時間を  
ご確認ください

投票区番号を  
ご確認ください

一人分

投票所を  
ご確認ください

投票所入場整理券が届かない場合や紛失したときは？

選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に、投票所の係員にお申し出ください。

## 投票日に投票所へ行けない人は、期日前・不在者投票をしましょう！

### ● 期日前投票

※期日前投票は、行政区ごとです。お住まいの行政区以外の区域では期日前投票をすることができませんのでご注意ください。

投票日に、次の理由に該当すると見込まれる人は、その見込まれる旨の宣誓書を提出して期日前投票をすることができます。なお、宣誓書は期日前投票所にあります。

#### 【理由】

- ① 仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある人
- ② 旅行やレジャーなど何らかの用事で投票区の区域外にいる人
- ③ 妊娠や病気などの理由で投票日に投票所へ行けない人
- ④ 浜松市の選挙人名簿に登録されていて、他の市区町村に住所を移して住んでいる人
- ⑤ 天災または悪天候により投票所に到達することが困難な人

#### 【注意事項】

- ・投票所入場整理券が届いている場合は、お持ちください。(投票所入場整理券がなくても投票できます)
- ・印鑑は不要です。

#### 【期日前投票所】

各区の区役所等に期日前投票所を設置します。期日前投票期間は10月8日(金)から10月23日(土)までですが、投票所ごと開設日時は異なります。詳しくは、投票所入場整理券や浜松市公式ホームページでご確認ください。

### ● 不在者投票

次に該当する人は、滞在地などに投票用紙などを取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会や指定施設の管理者のもとで投票することができます。

- ・期日前投票の欄に記載の理由①～⑥に該当し、他の市区町村の選挙管理委員会投票する人
- ・指定された病院や老人ホームなどで投票する人(入院・入所している施設または選挙管理委員会にご確認ください。)

## その他の投票方法

### ● 代理投票

心身の故障等により、ご自分で投票用紙に候補者の氏名等を記載できない人は、係員が代わって記入します。投票所で係員に申し出てください。

### ● 点字投票

目が不自由で、点字ができる人は、点字投票ができます。投票所で係員に申し出てください。

### ● 郵便等投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証の交付を受けている人で、下表に該当する人は郵便等による不在者投票ができます。また、上肢または視覚の障がいの程度が、身体障害者手帳1級または戦傷病者手帳特別項症から第2項症までに該当する人は、代理記載での投票もできます。(投票用紙の請求期限は10月20日(水)まで)郵便等による不在者投票をするためには、郵便等投票証明書が必要で、この証明書の発行には、日数がかかる場合がありますので、お早めにお住まいの区選挙管理委員会まで手帳等を添えて申請してください。

障害等	手帳等の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の被保険者証
両下肢・体幹の障害		1級または2級	特別項症から第2項症まで	—
移動機能の障害		1級または2級	—	—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害		1級または3級	特別項症から第3項症まで	—
肝臓の障害		1級から3級まで	特別項症から第3項症まで	—
免疫の障害		1級から3級まで	—	—
要介護状態区分		—	—	要介護5

上記の対象者のうち代理記載での投票ができる人	↓	↓	↓
上肢または視覚の障害の程度	1級	特別項症から第2項症まで	できません

※ 郵便等の投票制度を利用するためには、あらかじめ申請等の手続きが必要です。

### ● 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養をしている人で、一定の要件に該当する人は「特例郵便等投票」ができます。詳しくは、お住まいの区選挙管理委員会までご連絡ください。